

## 幕張海浜公園管理運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、幕張海浜公園管理運営要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、幕張海浜公園の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認事項等)

第2条 要綱第3条第1項又は第2項に規定する幕張海浜公園における行為の確認又は承認を受けた事項の変更の確認が必要な事項は、幕張海浜公園内行為承認申請書（参考様式第1号又は2号）又は公園内行為承認事項変更承認申請書（参考様式第3号）に記載された事項とする。

(遵守事項)

第3条 管理者は、要綱第3条第1項に定める行為をしようとする者に対し、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 管理者が使用を認めた施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 騒音又は怒声を発し、若しくは暴力を用いる等他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (3) 施設、器具等の使用後は、速やかに清掃を行い、原状に復し、係員の検査を受けること。
- (4) その他幕張海浜公園の管理運営上支障のある行為をしないこと。

(料金の減免)

第4条 要綱第8条第3項に規定する要領で定める場合は、別表1のとおりとする。

- 2 要綱第8条第3項の規定により料金の減額又は免除を行う場合、料金減免申請書(参考様式第4号)に記載された事項について確認しなければならない。

(料金の還付)

第5条 要綱第8条第4項ただし書の規定により還付する料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能

となったとき 全額

(2) その他管理者が特別の理由があると認めるとき 管理者が認める額

2 要綱第8条第4項ただし書の規定により料金の還付を行う場合、料金還付申請書(参考様式第5号)に記載された事項及び料金を納付したことを証する書類その他必要な書類について確認しなければならない。

(料金の特例)

第6条 要綱第8条第5項の要領で定める場合及び要領で定めるものは、別表2のとおりとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表1 (第4条第1項関係)

1 幕張海浜公園駐車場の使用料(利用料)の減免に関する基準

事 柄	減免の額
行政目的による使用	
1) 地方公共団体が行政上の目的に直接使用するとき 2) 公共的団体が県・市の施策の推進に協力するために市の要請を受けて行う事業に使用するとき 3) 地方公共団体が施策の推進に必要と認める用途に使用するとき 4) 災害その他特別の理由があると認められるとき	全額
教育・福祉目的による使用	
1) 地内の幼児、児童生徒の学校教育の一環として、学校その他団体が行う行事を指導する教職員等が使用するとき 2) 県内の公共的団体が公益を目的として独自の事業を行う場合の団体役員等が使用するとき 3) 障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者(各障害者手帳を交付されている)をいい、これらの者を介護するものを含む。以下同じ。)団体及びこれを支援するボランティア団体が団体の目的とする事業を行う場合の団体役員等が使用するとき 4) 障害者が、本人若しくは介護者の車に同乗して使用するとき。ただし、有料の介護サービス等で利用する場合を	全額

除く	
1) 県内の幼児、児童生徒を対象とするスポーツ団体等が行う行事を指導する役員等が使用するとき 2) 県内の社会教育団体等が社会教育等を目的とする行事を行う場合の団体役員等が使用するとき	使用料の 2分の1
入場料を徴収して行う行事	全額は 2分の1 以内の額  2分の1 以内の額は 10分の1 以内の額  に読み替え

※利用当日、障害者手帳等の提示又は減免申請書の提出により、減免が受けられるよう手続きの簡素化を図ること。

## 2 行為及び日本庭園・茶室の減免基準

事柄	減免の額
1) 地方公共団体等が直接公共用又は公用の目的に使用するとき 2) 公共的団体が県・市の施策の推進に協力するための事業の用に使用するとき 3) 社会教育のため使用するとき 4) 職員又は県立学校生徒の福利厚生又は相互扶助を目的とする事業の用に使用するとき 5) 公園及び施設が災害により使用できない場合は、当該施設等を使用できない期間 6) 災害その他特別の理由があると認められるとき	使用料の全額
1) 地方公共団体等が直接公益事業の用に使用するとき 2) 公共的団体が直接公益上特に必要があると認められる事業の用に使用するとき 3) 公の施設内に事業者が食堂又は売店を設置する場合において、その設置が公園の利便性の向上に資するもので、かつ施設の立地等の事情により事業収益を確保することが困難であるとき	使用料の 2分の1

### 別表2（第6条関係）

有料施設の料金を徴収しない場合

行事等	料金を徴収しない有料公園施設
県民の日を定める条例（千葉県条例	駐車場及び日本庭園

第3号)に規定する県民の日	
千葉市の市民の日(千葉市告示第373号)	日本庭園
65歳以上のものが使用する場合	日本庭園
障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいい、これらの者を介護する者を含むものとする。)が使用する場合	駐車場及び日本庭園

参考様式第1号

幕張海浜公園内行為承認申請書	
年 月 日	
(あて先)	
申請者 住 所	
法人名又は団体名	
代表者氏名 (※)	
(※)法人の場合は、記名押印。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印。	
担当者氏名	
連絡先電話番号	
連絡先電子メールアドレス @	
次のとおり関係図書を添えて、幕張海浜公園内における行為の承認を申請します。	
行為名称	
日 時(期間)	年 月 日 時 分 ~ 時 分
場 所(区域)	( ブロック)
主な内容	
予定人数	
占有する範囲	(平方メートル)
	(内訳)
使用料の額	
公園の復旧方法	
その他	

【行為に関わる使用料】

区 分	使用料の額	
募金その他これらに類するもの	-	-
行商、出店その他これらに類するもの	1㎡1日につき	121円
業としての写真撮影	1人1日につき	863円
業としての動画撮影	1日1件につき	17,600円
幕張海浜公園の全部又は一部を独占して利用する競技会、展示会その他これらに類する催し	1㎡1日につき	16円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために仮設工作物を設けること	1㎡1日につき	20円

※関係図書：行為に関する企画書及び区域・占有範囲を示した平面図等

参考様式第2号

幕張海浜公園内行為承認申請書 (撮影行為等)	
年 月 日	
(あて先)	
申請者 住 所 法人名又は団体名 代表者氏名 (※)	
(※)法人の場合は、記名押印。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印。	
担当者氏名 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス @	
次のとおり関係図書を添えて、幕張海浜公園内における行為の承認を申請します。	
行為名称	
日 時(期間)	年 月 日 時 分 ~ 時 分
場 所(区域)	( ブロック)
主な内容	
予定人数	業として参加する人数 人 その他 人 (内訳)
占有する範囲	(平方メートル) (内訳)
使用料の額	
公園の復旧方法	
その他	

【行為に関わる使用料】

区 分	使用料の額	
募金その他これらに類するもの	—	—
行商、出店その他これらに類するもの	1㎡1日につき	121円
業としての写真撮影	1人1日につき	863円
業としての動画撮影	1日1件につき	17,600円
幕張海浜公園の全部又は一部を独占して利用する競技会、展示会その他これらに類する催し	1㎡1日につき	16円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために仮設工作物を設けること	1㎡1日につき	20円

※関係図書：行為に関する企画書及び区域・占有範囲を示した平面図等

参考様式第3号

幕張海浜公園内行為承認事項変更承認申請書	
年 月 日	
(あて先)	
申請者 住 所	
法人名又は団体名	
代表者氏名 (※)	
<small>(※)法人の場合は、記名押印。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印。</small>	
担当者氏名	
連絡先電話番号	
連絡先電子メールアドレス @	
次のとおり関係図書を添えて、幕張海浜公園内行為承認事項の変更承認を申請します。	
すでに承認を受けた行為の概要	
すでに受けた承認の年月日及び承認番号	
変更する事項	
変更する理由	
変更後の使用料	
その他	

※関係図書：行為に関する企画書及び区域・占有範囲を示した平面図等

参考様式第4号

料金減免申請書				
年 月 日				
(あて先)				
申請者 住 所 法人名又は団体名 代表者氏名 (※)				
<small>(※)法人の場合は、記名押印。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印。</small>				
担当者氏名 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス @				
次のとおり料金の減免を申請いたします。				
行 為				
使用施設	茶室	広間・小間・立礼席		
	付帯施設	茶庭		
日 時(期間)	年 月 日	午 前	時 分より	
		午 前	時 分まで	
主な内容				
申請理由				
規定料金				
減免する料金				
納付料金				



参考様式第5号

料金還付申請書				
				年 月 日
<p>(あて先)</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">法人名又は団体名</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 <span style="float: right;">(※)</span></p> <p style="text-align: center;"><small>(※)法人の場合は、記名押印。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印。</small></p> <p style="text-align: center;">担当者氏名</p> <p style="text-align: center;">連絡先電話番号</p> <p style="text-align: center;">連絡先電子メールアドレス <span style="float: right;">@</span></p> <p>次のとおり料金の還付を申請いたします。</p>				
行 為				
使用施設	茶室	広間・小間・立礼席		
	付帯施設	茶庭		
日 時(期間)	年 月 日	午 前	時 分より	
		午 前	時 分まで	
還付を請求する理由				
料金の既納額				
還付申請額				
還付額				
(注) 使用料を納付したことを証する書類及び行為承認証を添付してください。				

# 参考様式第6号

承認第 号

幕張海浜公園内行為承認証	
申請者	
行為名称	
日時(期間)	
場所(区域)	
主な内容	
予定人数	
占有する範囲	
条件	裏面条件書による
公園の復旧方法	原形復旧
使用料の額	

上記のとおり幕張海浜公園内の行為を承認する。

年 月 日

〇〇〇〇〇 印

## 幕張海浜公園内行為承認条件書

年 月 日付け承認第 号幕張海浜公園内行為承認証で定めるほか、  
下記のとおりとする。

### 使用条件

- ①行為を行う前に、承認者の指示を受けること。
- ②承認証は常時携行すること。
- ③行為の目的を変更し又は日時及び場所を越えて使用し、もしくは他人に使用させないこと。
- ④公園施設の破損及び事故等のないよう十分な管理をすること。
- ⑤他の公園利用者及び近隣の住民や施設に迷惑をおよぼさないこと。
- ⑥使用後は速やかに原形復旧及び清掃をし、ごみは持ち帰ること。
- ⑦行為に係る事故又は公園施設に損害を与えた場合、速やかに承認者へ報告し、復旧方法等について承認者の指示を受けること。
- ⑧行為に係る事故については、すべて申請者の責任において処理すること。
- ⑨公園施設又は他の公園利用者に損害を与えた場合、すべて申請者の負担により速やかに復旧又は処理すること。
- ⑩関係法令を遵守すること。
- ⑪次の場合、承認後であっても承認の取り消し等処分をし、または必要な処置を命ずることがある。
  - ・承認条件に違反した場合
  - ・偽りその他不正な手段により承認を受けた場合
  - ・承認者が特に必要と認めた場合

※本条件書及び承認証に定めるほか、必要事項が生じたときは、承認者と協議し、その指示に従うこと。

年 月 日